

大府市宅配ボックス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配物の再配達を不要とする宅配ボックスの普及を促し、配達車両から排出される二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、再配達に係る配達事業者の負担を低減させるため、予算の範囲内で交付する大府市宅配ボックス購入費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付対象となる宅配ボックス（以下「補助対象設備」という。）は、不在時に宅配された荷物を受け取れるように、住居の外に設置した鍵付きの収納庫であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ワイヤー、南京錠、アンカー等で容易に動かすことができないよう盗難防止対策がなされているもの
- (2) 袋式及び折りたたみ式でないこと。
- (3) 耐久性及び防水性があり、宅配物を安全に保管できるもの
- (4) 宅配ボックスとしての使用を目的として販売されているものであること
- (5) 未使用の購入品でリースではないもの
- (6) 令和7年4月1日以降に購入し、及び設置したもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら購入した補助対象設備を自ら居住する市内の住宅（集合住宅を除く。）の敷地内に設置した者であること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 大府市税を滞納していない世帯に属すること。
- (4) 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象設備の購入及び設置を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、15,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき補助対象設備1台までとする。

(交付申請兼実績報告)

第7条 規則第4条に規定する交付申請及び規則第10条に規定する実績報告は、同時にすることができるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に補助対象経費に係る支払証明書及び次に掲げる書類を添えて、当該支払証明書に記載された支払日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象設備の設置後における住宅の全景のカラー写真
- (2) 補助対象設備の設置場所、設置状態及び盗難防止対策を確認できるカラー写真
- (3) 同意書（第2号様式）（申請者が所有権を有しない戸建住宅に補助対象設備を設置する場合）
- (4) 誓約書（第3号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の支払証明書は、次の各号のいずれかの原本又は写しとする。

- (1) 領収書
- (2) レシート
- (3) その他支払いをしたことが分かる書類

3 市長は、第1項に規定する補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。

(補助金交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、当該申請を適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、大府市宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、適当と認められないときは補助金の不交付決定を行い、大府市宅配ボックス購入費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、直ちに大府市宅配ボックス購入費補助金交付請求書（第6号様式）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、大府市宅配ボックス購入費補助金返還請求書（第7号様式）に取消しの理由を記載し、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けた補助対象設備を適正に使用し、交付決定日から5年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄

等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象設備を処分するとき。
- (2) 初期不良又は故障により補助対象設備を買換え、又は処分するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(市による調査)

第13条 市長は、補助対象事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、交付決定者に対して、補助対象設備の使用に関する調査を行うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。